

報告 1

令和2年2月17日
総合政策課・財政課作成

令和2年3月秦野市議会第1回定例会提出議案等一覧表

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
1	議案第1号	令和2年度秦野市一般会計予算を定めることについて	財政課	歳入歳出予算額 50,730,000千円 (対前年度伸び率 0.2%)
2	議案第2号	令和2年度秦野市水道事業会計予算を定めることについて	経営総務課	歳入歳出予算額 3,611,000千円 (対前年度伸び率 △3.9%)
3	議案第3号	令和2年度秦野市公共下水道事業会計予算を定めることについて	経営総務課	歳入歳出予算額 5,525,000千円 (対前年度伸び率 △7.7%)
4	議案第4号	令和2年度秦野市国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて	国保年金課	歳入歳出予算額 17,324,000千円 (対前年度伸び率 △4.2%)
5	議案第5号	令和2年度秦野市介護保険事業特別会計予算を定めることについて	高齢介護課	歳入歳出予算額 12,660,000千円 (対前年度伸び率 2.2%)

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
6	議案第6号	令和2年度秦野市後期高齢者医療事業特別会計予算を定めることについて	国保年金課	歳入歳出予算額 2,465,000千円 (対前年度伸び率 11.2%)
7	議案第7号	条例一部改正 秦野市印鑑条例の一部を改正することについて	戸籍住民課	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人に係る欠格条項等が見直されたことに伴い、成年被後見人も、一定の条件のもと、印鑑の登録を受けることができることとするため、改正するもの 施行日 令和2年4月1日
8	議案第8号	条例一部改正 秦野市立公民館条例の一部を改正することについて	生涯学習課	秦野市立西公民館を西中学校多機能型体育館内に移転することに伴い、その位置及び使用料を改めるとともに、字句の整理を行うため、改正するもの 施行日 規則で定める日
9	議案第9号	条例一部改正 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて	保育こども園課	次の理由により、改正するもの。 (1) 幼児教育・保育の無償化の実施後、市町村が条例で定めるまでの間は国が定める基準を適用することとされていた、食事の提供に要する費用の基準を定めること。 (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に準じて、特定教育・保育施設等の運営等の基準に係る規定を改めること。 施行日 令和2年4月1日
10	議案第10号	条例一部改正 秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正することについて	生活環境課	次の理由により改正するとともに、字句の整理を行うもの (1) 水道法施行規則の一部改正に準じて、小規模水道及び小規模受水槽水道における清掃等の実施間隔に係る規定を改めること。 (2) 飲用井戸等衛生対策要領の一部改正に伴い、条例で使用する用語について、「受水槽」を「貯水槽」に、「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改めること。 施行日 令和2年4月1日
11	議案第11号	条例一部改正 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて	国保年金課	保険給付費の増加等による特別会計の財源不足が見込まれることから、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る所得割率、均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割率を引き上げるとともに、字句の整理を行うため、改正するもの 施行日 令和2年4月1日

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
12	議案第12号	<p>条例一部改正 秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて</p>	交通住宅課	<p>次の理由により改正するとともに、字句の整理を行うもの</p> <p>(1) 住宅に困窮する低額所得者の入居手続に係る負担を軽減するため、入居の際に求めている連帯保証人を不要とすること。</p> <p>(2) 公営住宅法の一部改正に伴い、不正な手段により市営住宅に入居していた者から追加徴収する家賃に対する利息の利率について、民法に規定する法定利率とすること。</p> <p>(3) 老朽化木造戸建市営住宅集約事業の一環として、桜塚住宅及び浄屋第1住宅について、市営住宅の用途を廃止すること。</p> <p>施行日 令和2年4月1日</p>
13	議案第13号	<p>条例一部改正 秦野市定住化促進住宅条例の一部を改正することについて</p>	交通住宅課	<p>本市への転入及び定住を促進するため、次のとおり改正するもの</p> <p>(1) 入居の資格である「子育て夫婦」が扶養している子の要件を小学校就学前から小学校卒業前に緩和すること。</p> <p>(2) 入居申込みの期間を定めるとともに、市外在住者の入居申込みの決定を優先すること。</p> <p>(3) 市内に住宅を購入したことを理由に退去する入居者に交付する助成金の対象者を市外からの入居者に限定すること。</p> <p>施行日 令和2年4月1日</p>
14	議案第14号	<p>条例一部改正 秦野都市計画事業秦野駅南部（今泉）土地地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正することについて</p>	都市整備課	<p>土地地区画整理法施行令の一部改正に伴い、換地処分を行った際の清算金の分割徴収又は分割交付に係る利子の利率について、民法に規定する法定利率とするため、改正するもの</p> <p>施行日 令和2年4月1日</p>
15	議案第15号	指定管理者の指定について	高齢介護課	老人いこいの家の指定期間の満了に伴い、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの
16	議案第16号	指定管理者の指定について	観光振興課	名水はだの富士見の湯の指定期間の満了に伴い、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
17	議案第17号	令和元年度秦野市一般会計補正予算（第6号）を定めることについて	財政課	債務負担行為（ゼロ市債）の設定 97,778千円
18	議案第18号	令和元年度秦野市一般会計補正予算（第7号）を定めることについて	財政課	歳入歳出補正見込額 963,662千円
19	議案第19号	令和元年度秦野市水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて	経営総務課	債務負担行為（ゼロ市債）の設定 13,200千円
20	議案第20号	令和元年度秦野市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて	経営総務課	債務負担行為（ゼロ市債）の設定 63,790千円
21	議案第21号	令和元年度秦野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて	高齢介護課	歳入歳出補正見込額 △41,357千円
22	報告第1号	専決処分の報告について	経営総務課	秦野市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 地方自治法の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため改正するもの 施行日 令和2年4月1日 専決処分日 令和2年2月12日

各会計別・当初予算一覧

(単位：千円)

区分	令和2年度	伸率	令和元年度	伸率	平成30年度	伸率	平成29年度	伸率	平成28年度	伸率	平成27年度	伸率	平成26年度	伸率
一般会計	50,730,000	0.24	50,610,000	3.12	49,080,000	△ 4.96	51,640,000	3.76	49,770,000	1.82	48,880,000	4.87	46,610,000	0.89
水道事業	3,611,000	△ 3.94	3,759,000	10.82	3,392,000	△ 0.82	3,420,000	8.64	3,148,000	△ 4.00	3,279,000	△ 2.24	3,354,000	7.12
公共下水道事業会計	5,525,000	△ 7.73	5,988,000	2.32	5,852,000	3.45	5,657,000	△ 22.85	7,332,228	皆増	—	—	—	—
国民健康保険事業	17,324,000	△ 4.19	18,082,000	△ 0.90	18,247,000	△ 15.10	21,492,000	0.90	21,300,000	△ 5.99	22,656,000	17.03	19,359,000	3.65
下水道事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	皆減	7,410,000	6.11	6,983,000	20.40
介護保険事業	12,660,000	2.25	12,382,000	7.56	11,512,000	0.32	11,475,000	3.39	11,099,000	3.08	10,767,000	0.79	10,683,000	8.47
後期高齢者医療事業	2,465,000	11.24	2,216,000	6.23	2,086,000	3.63	2,013,000	2.65	1,961,000	10.98	1,767,000	6.64	1,657,000	9.66
合計	92,315,000	△ 0.78	93,037,000	3.18	90,169,000	△ 5.78	95,697,000	1.15	94,610,228	△ 0.16	94,759,000	6.90	88,646,000	4.08

6

一般会計歳入の状況

(単位:千円)

款	令和2年度	令和元年度	比較増減	伸率(%)	構成比(%)	
					令和2年度	令和元年度
1 市 税	22,910,000	23,100,000	△ 190,000	△ 0.8	45.2	45.7
2 地 方 譲 与 税	364,840	349,520	15,320	4.4	0.7	0.7
3 利 子 割 交 付 金	10,000	32,000	△ 22,000	△ 68.8	0.0	0.1
4 配 当 割 交 付 金	111,000	137,000	△ 26,000	△ 19.0	0.2	0.3
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	77,000	141,000	△ 64,000	△ 45.4	0.2	0.3
6 法 人 事 業 税 交 付 金	60,000	0	60,000	皆増	0.1	—
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,122,000	2,822,000	300,000	10.6	6.2	5.6
8 ゴルフ場利用税交付金	82,000	77,000	5,000	6.5	0.2	0.2
9 環 境 性 能 割 交 付 金	113,129	53,000	60,129	113.5	0.2	0.1
10 地 方 特 例 交 付 金	165,000	330,000	△ 165,000	△ 50.0	0.3	0.6
11 地 方 交 付 税	3,071,000	2,500,000	571,000	22.8	6.1	4.9
12 交通安全対策特別交付金	20,520	20,554	△ 34	△ 0.2	0.0	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	329,106	463,040	△ 133,934	△ 28.9	0.6	0.9
14 使 用 料 及 び 手 数 料	668,398	656,526	11,872	1.8	1.3	1.3
15 国 庫 支 出 金	8,983,330	8,888,834	94,496	1.1	17.7	17.6
16 県 支 出 金	4,265,253	3,919,459	345,794	8.8	8.4	7.7
17 財 産 収 入	494,093	470,009	24,084	5.1	1.0	0.9
18 寄 附 金	303,903	104,585	199,318	190.6	0.6	0.2
19 繰 入 金	910,219	397,300	512,919	129.1	1.8	0.8
20 繰 越 金	500,000	500,000	0	0.0	1.0	1.0
21 諸 収 入	952,209	1,033,373	△ 81,164	△ 7.9	1.9	2.0
22 市 債	3,217,000	4,525,800	△ 1,308,800	△ 28.9	6.3	8.9
自動車取得税交付金	0	89,000	△ 89,000	皆減	—	0.2
歳 入 合 計	50,730,000	50,610,000	120,000	0.2	100.0	100.0

一般会計歳出(目的別)の状況

(単位:千円)

款	令和2年度	令和元年度	伸率(%)	構成比(%)	
				令和2年度	令和元年度
1 議会費	268,657	267,153	0.6	0.5	0.5
2 総務費	3,051,107	2,898,681	5.3	6.0	5.7
3 民生費	22,429,834	22,812,111	△ 1.7	44.2	45.1
4 衛生費	3,494,279	3,213,296	8.7	6.9	6.4
5 農林費	306,991	275,248	11.5	0.6	0.5
6 商工費	992,095	893,229	11.1	2.0	1.8
7 土木費	4,995,177	4,960,223	0.7	9.9	9.8
8 消防費	628,231	799,233	△ 21.4	1.2	1.6
9 教育費	2,960,448	3,199,122	△ 7.5	5.8	6.3
10 公債費	3,349,231	3,232,539	3.6	6.6	6.4
11 予備費	100,000	50,000	100.0	0.2	0.1
職員給与費	8,153,950	8,009,165	1.8	16.1	15.8
歳出合計	50,730,000	50,610,000	0.2	100.0	100.0

一般会計歳出(性質別)の状況

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減	伸率(%)	構成比(%)		
					令和2年度	令和元年度	
消費的経費	人件費	10,079,842	9,321,405	758,437	8.1	19.9	18.4
	物件費	6,627,828	6,658,666	△ 30,838	△ 0.5	13.1	13.2
	維持補修費	421,066	366,025	55,041	15.0	0.8	0.7
	扶助費	14,935,863	14,797,065	138,798	0.9	29.4	29.2
	補助費等	4,840,152	5,100,457	△ 260,305	△ 5.1	9.5	10.1
	小計	36,904,751	36,243,618	661,133	1.8	72.7	71.6
投資的経費	普通建設事業費	4,159,126	4,722,233	△ 563,107	△ 11.9	8.2	9.3
	公債費	3,349,231	3,232,539	116,692	3.6	6.6	6.4
	積立金	374,608	185,516	189,092	101.9	0.7	0.4
	貸付金	342,000	379,000	△ 37,000	△ 9.8	0.7	0.7
	繰出金	5,500,284	5,797,094	△ 296,810	△ 5.1	10.9	11.5
	予備費	100,000	50,000	50,000	100.0	0.2	0.1
	合計	50,730,000	50,610,000	120,000	0.2	100.0	100.0
	義務的経費(再掲) 人件費・扶助費・公債費	28,364,936	27,351,009	1,013,927	3.7	55.9	54.0

令和元年度秦野市一般会計補正予算（第6号）総括

令和2年2月17日財政課作成

補正予算の内容

1 債務負担行為補正（追加）

事 項	期 間	限度額	備 考
文化会館維持管理費	令和元年度 から 令和2年度	7,698千円	施工時期等の平準化を図るとともに、工事の品質の確保及び事業の早期完了により市民の利便性が高まる事業を実施するため（ゼロ市債事業） ※合計 97,778千円
中野健康センター管理運営費	令和元年度 から 令和2年度	5,760千円	
土木管理業務費	令和元年度 から 令和2年度	3,700千円	
市道舗装費	令和元年度 から 令和2年度	64,620千円	
市道改良事業費	令和元年度 から 令和2年度	8,000千円	
雨水排水施設等管理事業費	令和元年度 から 令和2年度	4,000千円	
都市公園及び緑地管理費	令和元年度 から 令和2年度	4,000千円	

他会計

水道事業会計補正予算(第1号)	債務負担行為(ゼロ市債)の設定	13,200千円
-----------------	-----------------	----------

公共下水道事業会計補正予算(第1号)	債務負担行為(ゼロ市債)の設定	63,790千円
--------------------	-----------------	----------

令和元年度秦野市一般会計補正予算（第7号）総括

令和2年2月17日財政課作成

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	
13 分担金及び負担金	463,041	296	463,337	農地災害復旧事業分担金296
15 国庫支出金	8,988,313	247,178	9,235,491	個人番号カード交付事業費補助金（補助率10/10）6,297、障害者医療費負担金（負担率1/2）6,150、学校施設環境改善交付金（交付率1/3）156,429、特別支援教育児童就学奨励費補助金（補助率1/2以内）162、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金（負担率2/3以上）78,140
16 県支出金	3,952,003	27,471	3,979,474	障害者自立支援給付費等負担金（負担率1/4）3,075、農林水産業施設災害復旧事業費補助金（補助率1/2以上）24,396
17 財産収入	470,009	△ 2,369	467,640	市有地貸付収入△1,924、財政調整基金利子収入△321、公共施設整備基金利子収入△18、ふるさと基金利子収入△85、土地売却収入△1、文化振興基金利子収入△20
18 寄附金	204,585	60,542	265,127	一般寄附金58、ふるさと寄附金57,838、文化活動推進費寄附金180、社会福祉費寄附金△533、環境創出行為寄附金△1、道路新設改良費寄附金2,500、保健給食費寄附金500
19 繰入金	397,300	3,147	400,447	財政調整基金繰入金11,293、公共施設整備基金繰入金△8,146
20 繰越金	850,197	294,548	1,144,745	前年度繰越金294,548
21 諸収入	1,051,281	11,049	1,062,330	上下水道局各種業務分担金10,914、普通財産の貸付けに関する契約更新料135
22 市債	4,760,800	321,800	5,082,600	小学校施設改修事業債38,900、小学校トイレ快適化整備事業債36,800、中学校施設改修事業債342,300、中学校トイレ快適化整備事業債100,800、幼稚園施設改修事業債△4,400、市道災害復旧債△192,600
計	51,445,129	963,662	52,408,791	

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
				国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源
2 総務費	5,296,657	350,974	5,647,631	6,297			60,542		8,680	275,455
3 民生費	24,380,372	△ 14,357	24,366,015	6,150	3,075					△ 23,582
8 消防費	2,383,646	2,610	2,386,256							2,610
9 教育費	4,257,753	709,435	4,967,188	156,591		514,400		△ 8,146		46,590
12 災害復旧費	277,888	△ 85,000	192,888	78,140	24,396	△ 192,600			296	4,768
計	51,445,129	963,662	52,408,791	247,178	27,471	321,800	60,542	△ 8,146	8,976	305,841

補正予算の内容

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考		
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源	
2 総務費 02 01 01	職員給与費（退職手当） 【人事課】	104,447							104,447	平成31年4月1日昇格に伴い、定年退職者の退職手当が増額したとともに、準定年退職者4名及び自己都合退職者8名並びに失業者に係る退職手当対象者2名分、特別職（宮村副市長）の退職手当に係る予算措置によるもの	
02 01 07 010 001	財政調整基金積立金 【財産管理課】	3,063				2,525		△ 322	860	寄附金及び平成30年度末に歳入した寄附金を積み立てるもの	
02 01 07 010 002	職員退職給与準備基金積立金 【人事課】	10,914							10,914	上下水道局の行（2）職員の退職手当については、企業会計から支出するため、上下水道局で積み立てを行っていたが、平成30年4月から水道施設課職員が行（1）に転任したことにより、これまで上下水道局で積み立てていた積立金を一般会計に移行させるもの。	
02 01 07 010 003	公共施設整備基金積立金 【財産管理課】	23,275				△ 1		△ 1,807	25,083	平成30年度における公共施設の使用料収入に係る増額分等を積み立てるもの	
02 01 07 010 004	ふるさと基金積立金 【財産管理課】	77,023				57,838		△ 85	19,270	ふるさと寄附金を増額するとともに、平成30年度末に歳入した寄附金を積み立てるもの	
02 01 12 080 001	文化振興基金積立金 【文化振興課】	264				180		△ 20	104	寄附金及び平成30年度に基金から繰入れたものの対象事業費の確定に伴い未充当となった繰入金を積み立てるもの	
02 01 17 040 001	国庫支出金等返納金 【生活支援課】 ※補正額合計：121,019千円	1,045							1,045	平成30年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金（負担率3/4）について、精算の結果、返納金が生じたもの	
		77,003							77,003	平成30年度生活扶助費等国庫負担金（負担率3/4）について、精算の結果、返納金が生じたもの	
		40,041								40,041	平成30年度医療扶助費等国庫負担金（負担率3/4）について、精算の結果、返納金が生じたもの
		453								453	平成30年度生活困窮者自立相談支援事業費等補助金（補助率1/2ほか）について、精算の結果、返納金が生じたもの
		2,477								2,477	県の監査に伴う精算の結果、過年度（平成26・28・29・30年度）の生活保護費県負担金（負担率1/4）について、返納金が生じたもの
02 01 17 040 001	国庫支出金等返納金 【障害福祉課】	4,672							4,672	平成30年度障害者医療費国庫負担金（負担率1/2）について、精算の結果、返納金が生じたもの	

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳							備 考	
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源		
02 03 01 010 004	個人番号カード交付事務経費 【戸籍住民課】	6,297	6,297							0	マイナンバーカード制度に係る国の令和元年度補正予算（第1号）に伴い、地方公共団体情報システム機構に対する各市町村の交付金上限見込額が再算出されたことにより、当初予算額に不足が生じるもの
小 計		350,974	6,297				60,542		8,680	275,455	
3 民生費 03 01 01 090 001	介護保険事業特別会計繰出金 【高齢介護課】	△ 41,357								△ 41,357	基幹系システムへの移行に伴う現行の介護保険システムからのデータ抽出費用に係る予算（介護保険事業特別会計）について、現行業務システムと同じ事業者との契約を締結したため、不用額の財源である一般会計繰出金を減額するもの（当初予算計上額全額を減額）
03 01 02 020 005	自立支援医療費事業費 【障害福祉課】	12,300	6,150	3,075						3,075	更生医療対象者のうち生活保護受給者数の増加及び療養介護対象者のうち通院から入院に変更となった者がいたことにより、当初予算額に不足が生じるもの
03 01 02 030 007	日中一時支援事業費 【障害福祉課】	14,700								14,700	サービス利用者の増加に伴う利用日数及び時間数の増加により、当初予算額に不足が生じるもの
小 計		△ 14,357	6,150	3,075						△ 23,582	
8 消防費 08 01 01	職員給与費（退職手当） 【人事課】	2,610								2,610	自己都合退職者2名分の退職手当に係る予算措置によるもの
小 計		2,610								2,610	
9 教育費 09 01 02	職員給与費（退職手当） 【人事課】	8,550								8,550	平成31年4月1日昇格に伴い、定年退職者の退職手当が増額したとともに、自己都合退職者2名分の退職手当に係る予算措置によるもの
09 02 02 020 003	準要保護児童給食費扶助費 【学校教育課】	1,627								1,627	制度利用者の増加に伴い、当初予算額に不足が生じるもの
09 02 03 030 001	特別支援学級経費 【学校教育課】	325	162							163	制度利用者の増加に伴い、当初予算額に不足が生じるもの
09 02 03 050 001	要保護準要保護児童就学援助費 【学校教育課】	2,152								2,152	制度利用者の増加に伴い、当初予算額に不足が生じるもの

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考	
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源
09 02 04 010 001	小学校施設改修事業費 【教育総務課】 ※減額分 △28,350 増額分 +80,000	51,650	17,388		38,900			△ 4,706	68	【減額分】 令和元年度当初予算に計上したものの、国の平成30年度補正予算（第2号）の対象として平成30年度補正予算（第6号）にも計上し、議決を受けた受水槽更新工事（南）について、重複計上を避けるため、対象経費について減額するもの 【増額分】 国の補助金（学校施設環境改善交付金（交付率1/3））を活用し、受水槽更新工事（2校：南が丘・鶴巻）に係る経費を計上するもの※受水槽更新工事分については内示済（令和元年12月）
09 02 04 020 001	小学校トイレ快適化第二次整備事業費 【教育総務課】 ※減額分 △147,780 増額分 +172,592	24,812	13,951		36,800				△ 25,939	【減額分】 令和元年度当初予算に計上したものの、国の平成30年度補正予算（第2号）の対象として平成30年度補正予算（第6号）にも計上し、議決を受けたトイレ快適化工事（東・西・堀川）について、重複計上を避けるため、対象経費について減額するもの 【増額分】 国の補助金（学校施設環境改善交付金（交付率1/3））を活用し、トイレ快適化工事に係る経費を計上するもの（3校：北・上・南が丘）※内示済（令和元年12月）
09 03 04 010 001	中学校施設改修事業費 【教育総務課】 ※減額分 △ 73,440 増額分 +230,000	156,560	57,230		102,600			△ 3,440	170	【減額分】 令和元年度当初予算に計上したものの、国の平成30年度補正予算（第2号）の対象として平成30年度補正予算（第6号）にも計上し、議決を受けた受水槽更新工事（南・西）について、重複計上を避けるため、対象経費について減額するもの 【増額分】 国の補助金（学校施設環境改善交付金（交付率1/3））を活用し、受水槽更新工事に係る経費を計上するもの（5校：東・北・大根・南が丘・渋沢）※内示済（令和元年12月）
09 03 04 010 001	中学校施設改修事業費 【学校教育課】	347,900	27,979		239,700				80,221	国の補助金（学校施設環境改善交付金（交付率1/3））を活用し、地域への学校開放等に備え、バリアフリーに対応した13人乗りのエレベーター設置工事（給食を配膳するためのコンテナ配送用にも活用）に係る経費を計上するもの（4校：北・南が丘・渋沢・鶴巻）※内示済（令和元年12月）
09 03 04 020 001	中学校トイレ快適化第二次整備事業費 【教育総務課】 ※減額分 △112,455 増額分 +237,314	124,859	42,911		100,800				△ 18,852	【減額分】 令和元年度当初予算に計上したものの、国の平成30年度補正予算（第2号）の対象として平成30年度補正予算（第6号）にも計上し、議決を受けたトイレ快適化工事（東・西・大根）について、重複計上を避けるため、対象経費について減額するもの 【増額分】 国の補助金（学校施設環境改善交付金（交付率1/3））を活用し、トイレ快適化工事に係る経費を計上するもの（2校：南・南が丘）※内示済（令和元年12月）
09 04 03 010 001	幼稚園施設改修事業費 【教育総務課】	△ 9,000	△ 3,030		△ 4,400				△ 1,570	令和元年度当初予算に計上したものの、国の平成30年度補正予算（第2号）の対象として平成30年度補正予算（第6号）にも計上し、議決を受けた外壁塗装剥落防止工事（西）について、重複計上を避けるため、対象経費について減額するもの
小 計		709,435	156,591		514,400			△ 8,146	46,590	

2 繰越明許費補正（追加）

款	項	事業名	金額	繰越説明
6 商工費	1 商工費	桜による誘客促進事業費	4,162千円	桜の開花時期を3月と想定し予算計上していた、弘法山公園及びカルチャーパーク前河川敷の桜のライトアップ・弘法山公園駐車場の周辺整備について、開花時期の遅れが見込まれることから、年度内での完了が見込めないため
7 土木費	2 道路橋りょう費	国庫関連歩道設置事業費	22,400千円	市道65号線の用地買収費及び物件補償費について、権利者との交渉に時間を要したことから、年度内での完了が見込めないため
		市道改良事業費	7,500千円	市道曾屋59号線改良工事について、隣接する環境創出行為の工程が遅れたことから、年度内での工事完成が見込めないため
		国庫関連市道改良事業費	29,000千円	市道6号線改良工事について、権利者との交渉に時間を要したことから、年度内での工事完成が見込めないため
		秦野SA（仮称）関連道路施設整備事業費	39,250千円	工事委託費について、埋蔵文化財の発掘調査に時間を要したことから、年度内での完成が見込めないため
7 土木費	4 都市計画費	秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業費	143,400千円	移転補償費について、権利者との交渉に時間を要したことから、年度内の執行が見込めないため
		インター周辺整備事業費	33,500千円	本市が支援する秦野市戸川土地区画整理準備組合において、事業方針の決定が遅れていることから、事業計画案作成等の年度内での完成が見込めないため
9 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業費	80,000千円	令和元年12月に国の補助金（学校施設環境改善交付金（交付率1/3））の追加内示を受けるとともに追加交付申請（内定見込）をしたものの、年度内での工事完成（受水槽の更新及びグラウンド整備）が見込めないため（受水槽（2校：南が丘・鶴巻））
		小学校トイレ快適化第二次整備事業費	172,592千円	令和元年12月に国の補助金（学校施設環境改善交付金（交付率1/3））の追加内示を受けたものの、年度内での工事完成が見込めないため（3校：北・上・南が丘）
	3 中学校費	中学校施設改修事業費	577,900千円	令和元年12月に国の補助金（学校施設環境改善交付金（交付率1/3））の追加内示を受けたものの、年度内での工事完成が見込めないため ・受水槽の更新等（5校：東・北・大根・南が丘・渋沢） ・エレベーターの設置（4校：北・南が丘・渋沢・鶴巻）
		中学校トイレ快適化第二次整備事業費	237,314千円	令和元年12月に国の補助金（学校施設環境改善交付金（交付率1/3））の追加内示を受けたものの、年度内での工事完成が見込めないため（2校：南・南が丘）

3 繰越明許費補正 (変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
12 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	市道災害復旧費	235,000千円	150,000千円

4 債務負担行為補正 (変更)

事項	期間	
	補正前	補正後
渋沢駅前落合線街路築造事業用地買収費	平成12年度 から 令和2年度	平成12年度 から 令和7年度

5 地方債補正 (変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
(教育債)		
小学校施設整備事業費	123,400千円	199,100千円
中学校施設整備事業費	650,000千円	1,093,100千円
幼稚園施設整備事業費	11,100千円	6,700千円
(災害復旧債)		
土木施設災害復旧事業費	235,000千円	42,400千円

他会計

介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	△ 41,357千円	介護保険事務処理システム改修費	△ 41,357千円
---------------------	------------	-----------------	------------

議案第21号 令和元年度秦野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）総括

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

単位：千円

款・項・目・事業	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	2,103,904	△ 41,357	2,062,547
1 一般会計繰入金	1,934,960	△ 41,357	1,893,603
4 その他一般会計繰入金	340,892	△ 41,357	299,535
01 職員給与費等繰入金	225,843	△ 41,357	184,486
歳入合計	12,662,868	△ 41,357	12,621,511

(2) 歳出

単位：千円

款・項・目・事業	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	345,099	△ 41,357	303,742				△ 41,357
1 総務管理費	209,527	△ 41,357	168,170				△ 41,357
1 一般管理費	209,527	△ 41,357	168,170				△ 41,357
020 介護保険事務処理システム改修費	56,698	△ 41,357	15,341				△ 41,357
歳出合計	12,662,868	△ 41,357	12,621,511				△ 41,357

2 補正理由

- (1) 平成30年10月16日付け事務連絡により、基幹系システム移行に伴う現行業務システムからのデータ抽出費用を計上していたが、現行業務システムと同じ事業者との契約になったため、データ抽出費用が不要となった。

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年2月17日）

提案課名 人事課

報告者名 青木 裕一

<p>事案名</p>	<p>令和2年度「子育てを支援するための職員行動計画」及び「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画」の策定方針について</p>		<p>有 資料 無</p>												
<p>提案趣旨</p>	<p>今年度末で計画期間が満了する「子育てを支援するための職員行動計画」及び「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画」について、「秦野市職員（ひとり）づくり基本方針実施計画」との一体化を図るため、計画期間を延長するとともに、法律や国の基本方針改正等を受けて計画に反映させる必要がある取組を整理し、令和2年度の計画策定を進めるものです。</p>														
<p>概要</p>	<p>1 現行計画の概要</p> <table border="1" data-bbox="290 907 1423 1328"> <thead> <tr> <th></th> <th>子育てを支援するための職員行動計画</th> <th>女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成27年度～令和元年度</td> <td>平成28年度～令和元年度</td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td>本市で働く職員が仕事と家庭を両立した中で、効率的かつ効果的な職務遂行を図るとともに、子育てしやすい環境づくりを目指す</td> <td>本市における女性職員の活躍を一層推進し、一人ひとりの個性を活かした独自性のある政策やサービスを提供することのできる組織体制を確立する</td> </tr> <tr> <td>関係法令等</td> <td>・次世代育成支援対策推進法 ・行動計画策定指針</td> <td>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の改正について</p> <p>(1) 女性活躍の推進</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の中で、特定事業主行動計画について、以下の項目が特に取り組む必要があると明示されました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 長時間勤務の是正などの働き方改革 ② 性別にかかわらずの職務の機会付与と適切な評価に基づく登用 ③ 男性の家庭生活（家事及び育児等）への参加促進 <p>(2) ハラスメント対策の強化</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の改正により、事業主はパワーハラスメント防止対策の義務化やセクシャルハラスメント防止対策の強化に取り組むことが定められました。</p>				子育てを支援するための職員行動計画	女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画	計画期間	平成27年度～令和元年度	平成28年度～令和元年度	目的	本市で働く職員が仕事と家庭を両立した中で、効率的かつ効果的な職務遂行を図るとともに、子育てしやすい環境づくりを目指す	本市における女性職員の活躍を一層推進し、一人ひとりの個性を活かした独自性のある政策やサービスを提供することのできる組織体制を確立する	関係法令等	・次世代育成支援対策推進法 ・行動計画策定指針	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令
	子育てを支援するための職員行動計画	女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画													
計画期間	平成27年度～令和元年度	平成28年度～令和元年度													
目的	本市で働く職員が仕事と家庭を両立した中で、効率的かつ効果的な職務遂行を図るとともに、子育てしやすい環境づくりを目指す	本市における女性職員の活躍を一層推進し、一人ひとりの個性を活かした独自性のある政策やサービスを提供することのできる組織体制を確立する													
関係法令等	・次世代育成支援対策推進法 ・行動計画策定指針	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令													

経過	令和元年6月	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正法公布
	9月	秦野市職員づくり基本方針等推進委員会設置要綱を制定
経過	11月	第1回推進委員会（部局長級）会議を開催し、次期計画策定の考え方や下部組織での検討内容を協議 以後、下部組織（課長級と一般職員級）で各2回の会議を実施
	12月	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針等の一部改正
	令和2年2月	第2回推進委員会（部局長級）会議を開催し、令和2年度「子育て支援行動計画」及び「女性活躍行動計画」について協議

1 次期行動計画策定の考え方

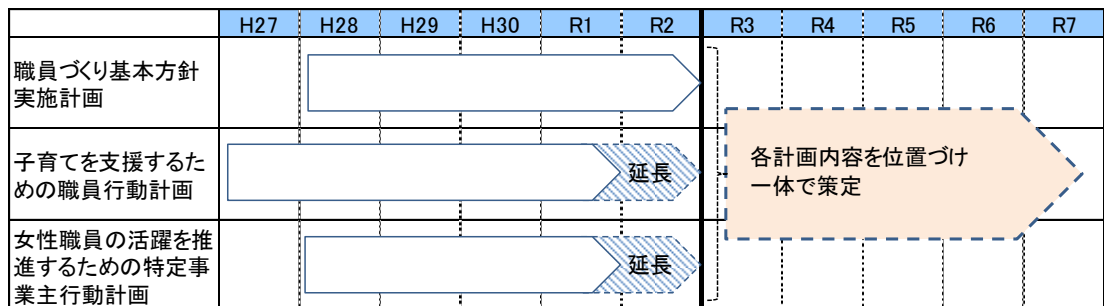
これまで個別計画として策定していた「子育て支援行動計画」及び「女性活躍行動計画」において推進してきた取組は、「職員づくり基本方針実施計画」に包含されるものとなっています。

このため、次期実施計画は、計画相互の整合を図りながら策定するとともに、「職員づくり基本方針実施計画」の中に「子育て支援行動計画」及び「女性活躍行動計画」の要素を位置づけることで、一体的に推進します。

2 令和2年度の「子育て支援行動計画」及び「女性活躍行動計画」について

1の考え方を踏まえ、次期職員づくり基本方針実施計画の始期に合わせるため、「子育て支援行動計画」及び「女性活躍行動計画」については、現計画に「ハラスメント対策の強化」を追加したうえで、1年間延長します。

今後の進め方



※「障害者活躍推進計画」は国の作成指針に基づき作成し、令和2年度から施行するとともに、その趣旨を「職員づくり基本方針実施計画」に盛り込むもの。

3 計画策定のスケジュール

- (1) 計画案に対する職員づくり基本方針等推進委員会委員からの意見聴取(2月3日)
- (2) 令和2年度「子育て支援行動計画」及び「女性活躍行動計画」の計画案を作成(3月まで)
- (3) 部長会議での協議、令和2年度行動計画の施行(4月1日)

4 その他

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、地方公共団体の任命権者は、障害者である職員の職業生活における活躍推進計画の策定が義務化されました。

同計画についても令和2年4月1日までに作成し、施行する予定です。

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年2月17日）

提案課名 人事課 こども家庭支援課

報告者名 青木 裕一 和田 恭

<p>事案名</p>	<p>風しんの追加的対策実施率の向上（抗体検査の徹底）について</p>	<p>④ 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>平成31年4月から令和4年3月31日までの3年間に限り、これまでに風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた（令和2年4月1日時点で41歳から58歳）男性を対象とした「風しんの追加的対策」として、地方自治体が無料で抗体検査及び予防接種を受けられるクーポン券（以下「無料クーポン券」という。）を送付し、抗体検査と、検査の結果抗体価が低い人に対する予防接種（風しん第5期）を実施しています。</p> <p>しかし、抗体検査の実施率は、令和元年度の無料クーポン券送付対象者において、令和元年11月末現在、全国で109万人（16.1%）に留まっています。今般、実施率向上に向けて、厚生労働省から、地方自治体で本対策の対象者となっている職員に、風しんの抗体検査を受検できる環境を整備し、検査を受けることを徹底するための協力依頼がありましたので、本市においても、抗体検査の実施率の向上に取り組むものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>地方公務員に対して風しんの抗体検査の実施を徹底することについて、全自治体宛てに協力依頼がありました。依頼内容の概要は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 風しん対策の担当責任者を決定すること (2) 幹部会議等で対策を周知すること (3) 健診の機会に併せて抗体検査を実施すること、又は集団の抗体検査を実施すること (4) 自治体での風しん対策の実施状況を定期的に報告すること <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人事課長を担当責任者とするもの (2) 部長会議及び部課長会議で報告するもの (3) 本市職員向けの健康診断に併せて抗体検査を実施予定 (4) 国に対して抗体検査実施状況等の報告（令和2年3月、5月、7月） <p>【風しんの追加的対策にかかる本市実施状況】 対象年齢の男性20,615人のうち、令和元年度は、昭和47年4月2日か</p>	

	<p>ら昭和54年4月1日までに生まれた男性8,861人に無料クーポン券を送付。そのうち受検者は1,006人(受検率11.4%)。</p> <p>※神奈川県抗体検査受検率 11.6%</p> <p>※全国抗体検査受検率 16.1%</p> <p>【国の目標】</p> <p>目標1 令和2年(2020年)7月までに対象世代の男性の抗体保有率を85%に引き上げる。</p> <p>目標2 令和3年度(2021年度)末までに対象世代の男性の抗体保有率を90%に引き上げる。</p>
経過	<p>平成30年12月 厚生労働省により「風しんの追加的対策」が示される。</p> <p>平成31年3月 平成30年度一般会計補正予算を平成31年第1回定例会に提出(繰越明許費)</p> <p>令和元年6月 無料クーポン券及びハガキの送付</p> <p>令和2年1月 厚生労働省から風しんの追加的対策実施率の向上策について協力依頼</p>
今後の進め方	<p>(1) 令和2年3月末:抗体検査実施状況等の報告(第1回)</p> <p>(2) " 4月初旬:本市在住者に無料クーポン券の発送 昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた男性 昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性(再送) ※無料クーポン券の発送は、自治体によって時期が異なる。</p> <p>(3) 令和2年4月以降:本市職員向けの健康診断に併せて抗体検査を実施予定</p> <p>(4) " 5月末:抗体検査実施状況等の報告(第2回)</p> <p>(6) " 7月末:抗体検査実施状況等の報告(第3回)</p>

- 健診団体** ○ 集合契約の加入を徹底⇒どの健診機関でもクーポン券を使用可能に▶健診団体ごとに加入率を把握
○ 健診の受検者に案内や予診票を送付することを徹底▶随時、送付した人数を把握

大企業(大規模事業場)

経団連(&健保連)と連携して以下を依頼

①風しん対策の担当責任者を決定

(健診の担当責任者、総括安全衛生管理者、総務部長、厚生部長、人事部長等)

②安全衛生委員会等で対策を協議

③健診の機会に併せた抗体検査を実施

or 集団の抗体検査を実施

④対象世代の従業員数と抗体検査の実施人数等を報告

⑤(希望する)事業場に個別支援

⑥その他、都道府県経由で大規模事業場にアンケート(従業員1000人以上の事業場)

大企業の職員に対する抗体検査の実施を促進

中小企業

協会けんぽと連携して以下を依頼

①「生活習慣病予防健診」の実施機関(全国に約3,400)の内、風しんの集合契約に未加入の機関に契約加入を徹底。

②実施機関から本健診の受診者に対して案内や予診票を送付することを徹底。

③都道府県と連携して、事業所を経由して、クーポン券を持参して健診を受けることを従業員に周知。

協会けんぽの被保険者の約半数が受けている「生活習慣病予防健診」の機会に併せて、風しんの抗体検査が実施できる体制を構築

自営業等

都道府県・市町村に以下を依頼

①都道府県(国保・衛生部局)と連携して「特定健康診査」の委託先の医療機関の内、風しんの集合契約に未加入の機関に契約加入を徹底。

②市町村が実施する集団検診の機会に併せて抗体検査を実施。

③特定健康診査の予診票等の送付時に、風しんの案内や予診票を送付。

④特定健診と風しんの抗体検査を同時に実施するための取組状況を報告すること

「特定健康診査」の機会に風しんの抗体検査を実施できる体制を構築

国家公務員・独法職員 地方公務員

人事院と連携して各府省等に、総務省と連携して各自治体に以下を依頼

①風しん対策の担当責任者を決定

(本省では福利厚生室長、会計課長、人事課長等)

②幹部会議等で対策を周知

③健診の機会に併せた抗体検査を実施

or 集団の抗体検査を実施

④対象世代の職員数と抗体検査の実施人数等を定期的に報告

公務員等に対する抗体検査の実施を徹底

追加的対策のポイント

特に抗体保有率が低い**41～58歳※の男性**に対し、

※2020年4月時点

- ① 予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、**全国で原則無料**で定期接種を実施
- ② ワクチンの効率的な活用のため、まずは**抗体検査**を受けていただくこととし、**全国で原則無料**で実施
- ③ 事業所健診の機会に**抗体検査**を受けられるようにすること等の体制を整備

【目標1】 2020年7月までに対象世代の男性の抗体保有率を85%に引き上げる

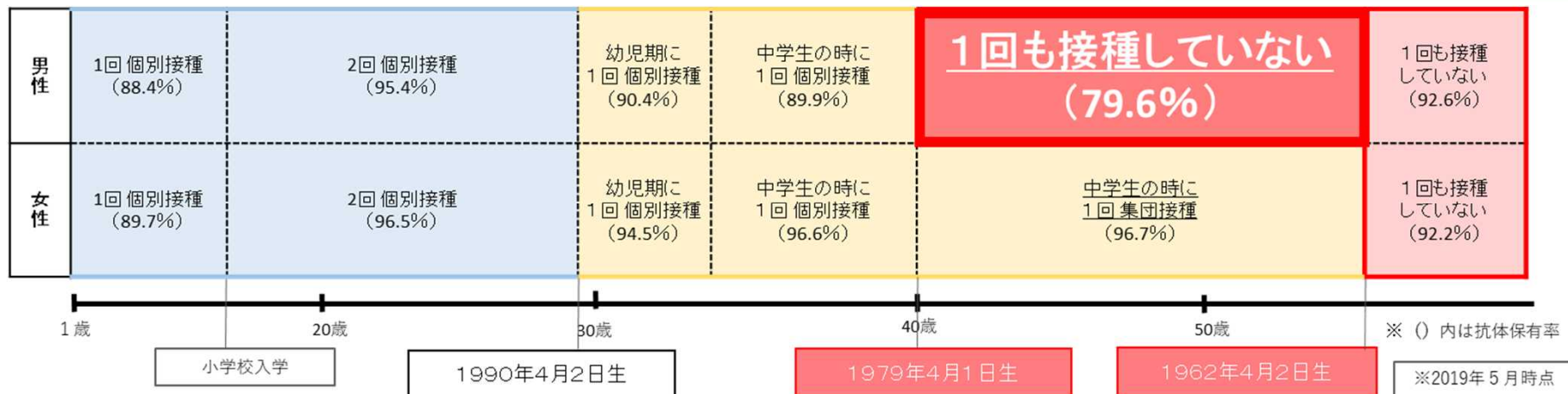
【目標2】 2021年度末までに対象世代の男性の抗体保有率を90%に引き上げる

抗体検査の実施状況

**【目標】
2020年7月までに
480万人に検査**

**【現状】
2019年11月末で
109万人に検査**

抗体検査の実施率を高める必要

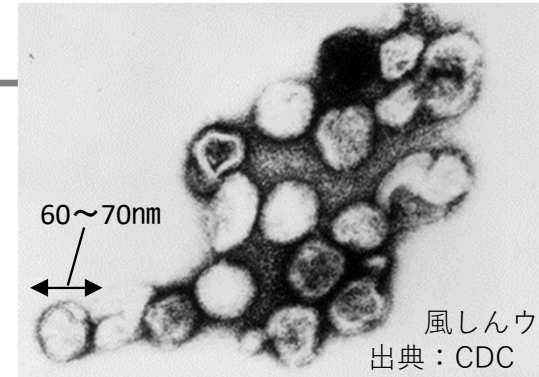


【出典】国立感染症研究所「年齢/年齢群別の風疹抗体保有状況」2013-2017年をもとに算出（10歳以下のみ2017年のデータで計算）

風しんについて

風しんとは

- ① 症 状 : 発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とするが、**15~30%は無症状**である。
- ② 潜 伏 期 間 : 14~21日間。
- ③ 感 染 経 路 : 飛沫感染。**感染力が強い**（**発症約1週間前~発疹出現後1週間程度感染力がある**）。
- ④ 治 療・予 防 : 対症療法のみ。予防にはワクチンが有効。



風しんウイルスの電子顕微鏡写真
出典：CDC Public Health Image Library

先天性風しん症候群（CRS）とは

- 風しんに対して免疫のない女性が、特に妊娠初期に罹患した場合に出生児に引き起こされる障害。
- 出生児に引き起こされる障害としては、
 - ・ 先天性心疾患、難聴、白内障が三大症状
 - ・ ほかに網膜症、肝脾腫、血小板減少、糖尿病、発育遅滞、精神発達遅滞、小眼球 など

先天性風しん症候群の児に見られる主な症状



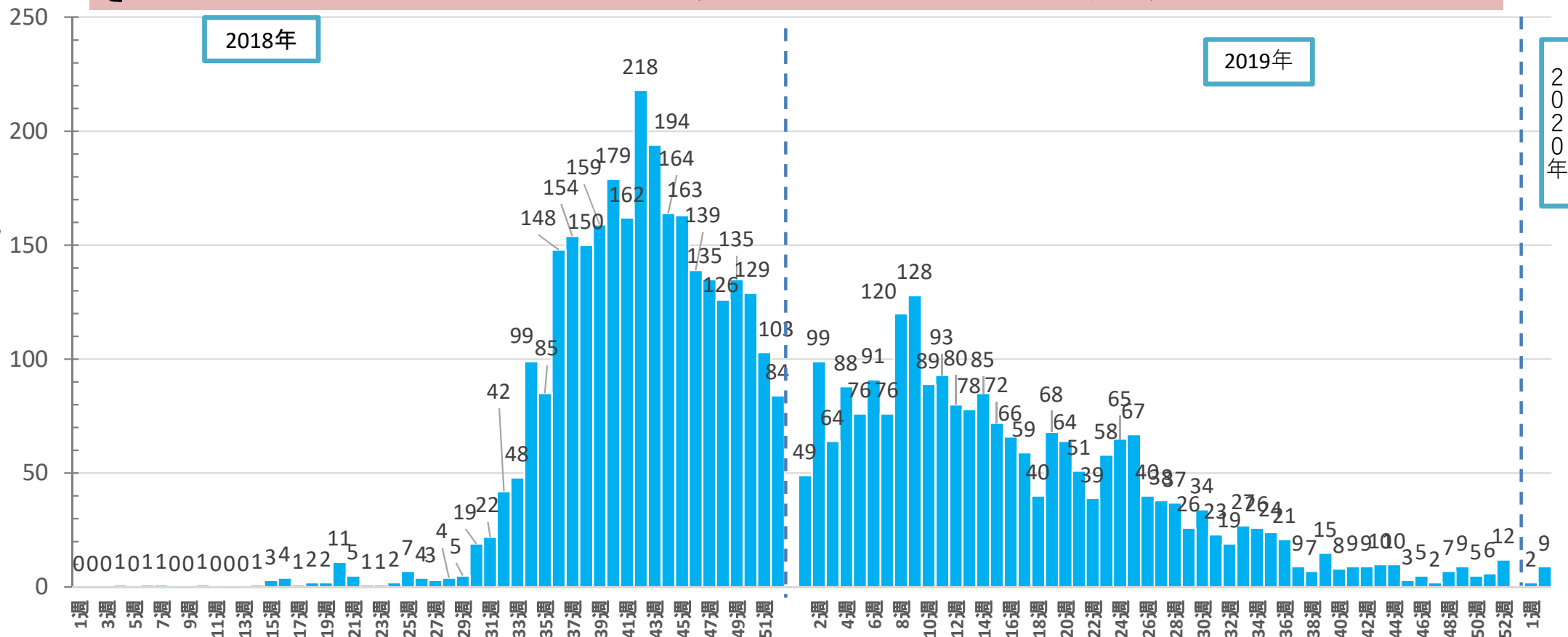
風しん報告数

2020年第1～2週、n=11(2020年1月16日現在暫定値)
(2019年12月30日～2020年1月12日)

※第2週においては、第2週分として報告を受けた9例に、第1週分として報告を受けた1例を加えた10例が前週（1例）から増加

※参考として、2018年第1週～第52週(n=2,917)、2019年第1週～第52週(n=2,306)を掲載

風しん報告数

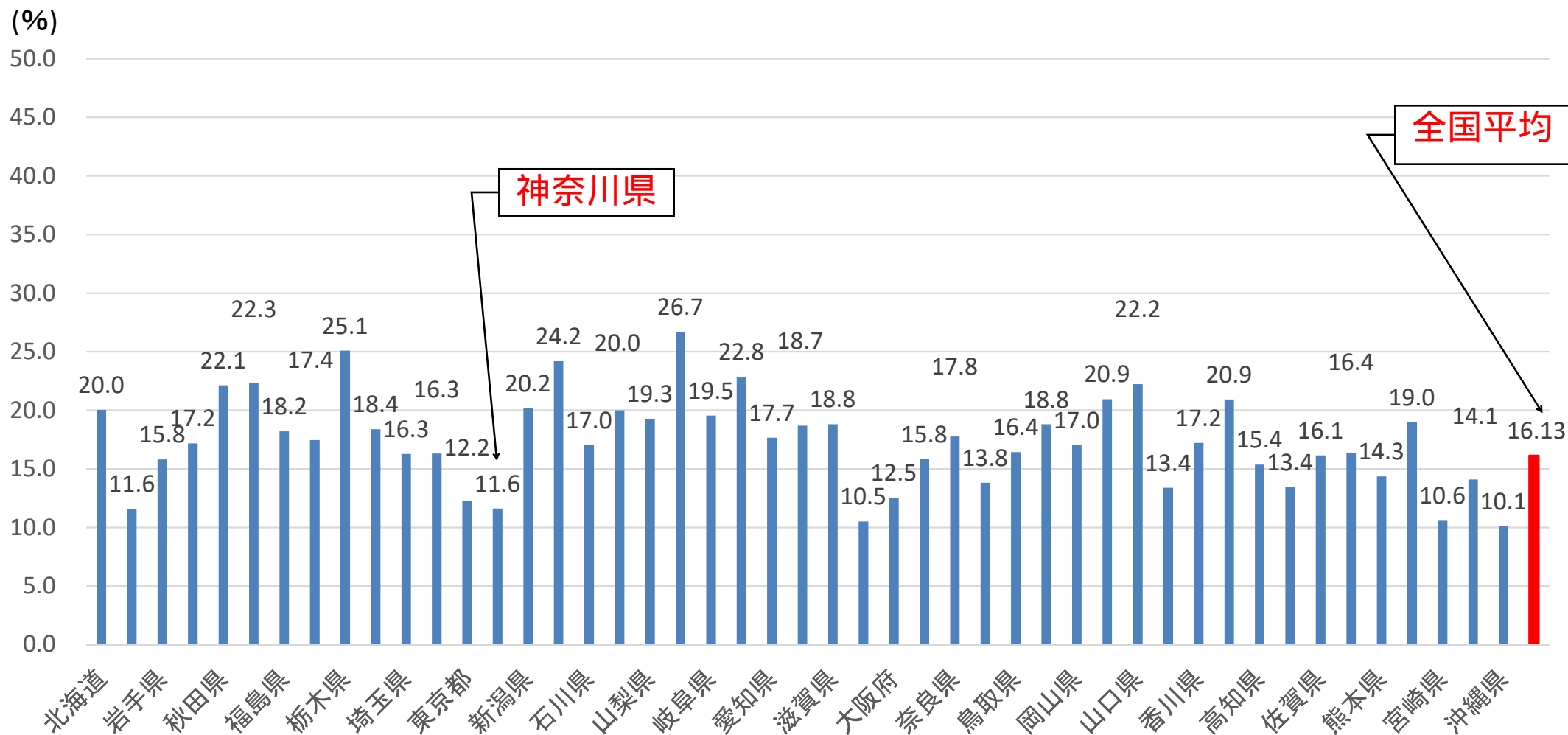


【風しん・CRSの発生報告数の年次推移】CRSは1999年4月～開始(2006年の報告から感染地域が報告対象となった)

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
風しん										294	147	87	378	2386	14344	319	163	126	91	2917	2306	11
CRS	0	1	1	1	1	10	2	0	0	0	2	0	1	4	32	9	0	0	0	0	4	1

国立感染症研究所の感染症発生動向調査。2018年及び2019年は週報速報値(暫定値)、2020年は2020年1月16日現在の暫定値

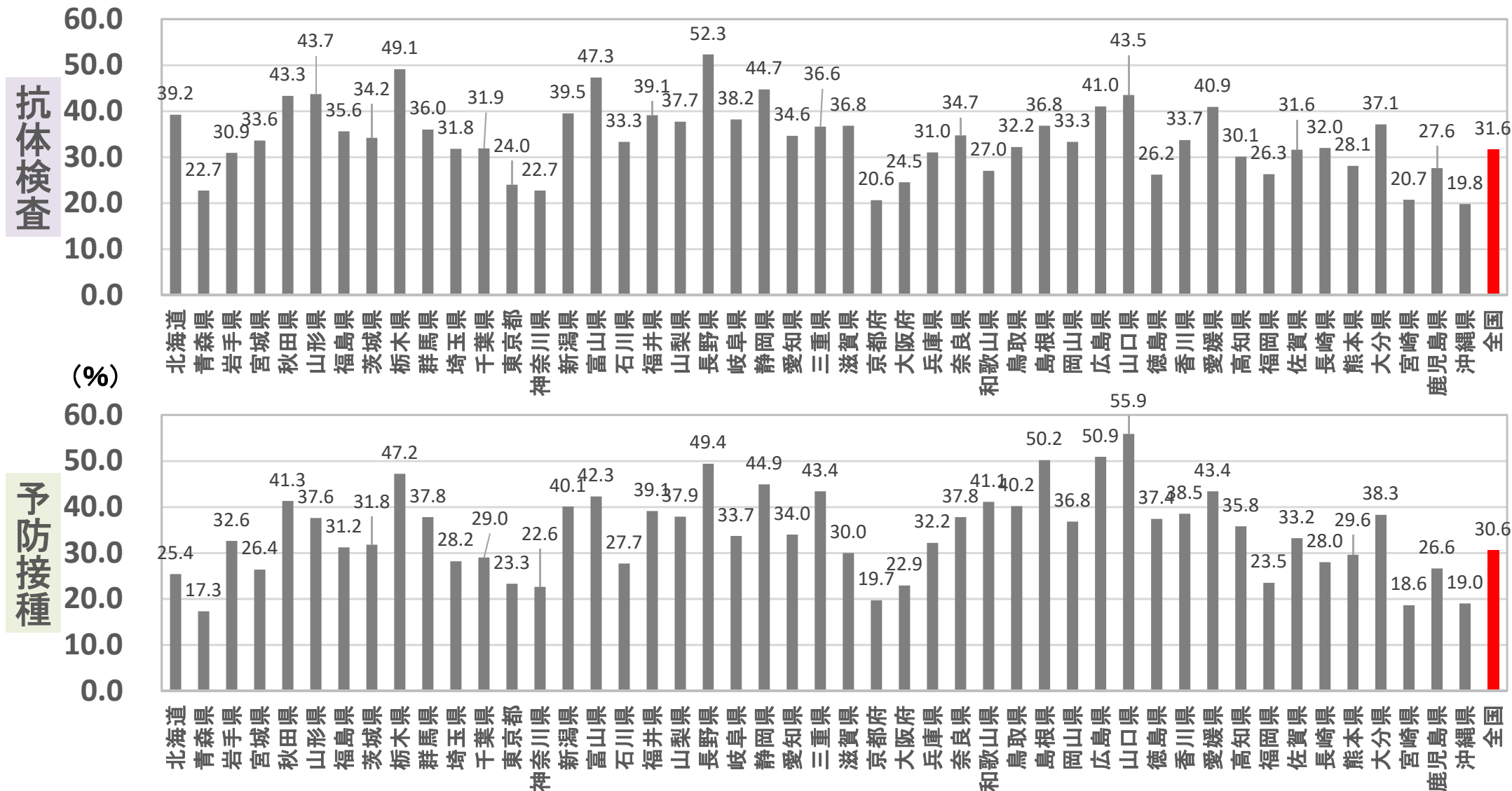
2019年度風しんの追加的対策 抗体検査を受けた割合(4～11月実施状況)



対象世代で抗体検査を受けた割合 = 抗体検査の実績数 / 都道府県別40～47歳人口
 全都道府県別40～47歳人口 = 約646万人

都道府県別の進捗状況(4～11月実施状況)

進捗状況：今年度、抗体検査を受けることが見込まれる方(約330万人)又は定期接種を受けることが見込まれる方(約70万人)に対する本年11月末までの実績



抗体検査の進捗率＝抗体検査の実績数／(都道府県別40～47歳人口×51%※1)

予防接種の進捗率＝予防接種の実績数／(都道府県別40～47歳人口×51%※1×21%※2)

※1 51%= 330万人/646万人 ※2 21%= 対象世代の抗体保有率から推計される陰性の割合の全国平均値

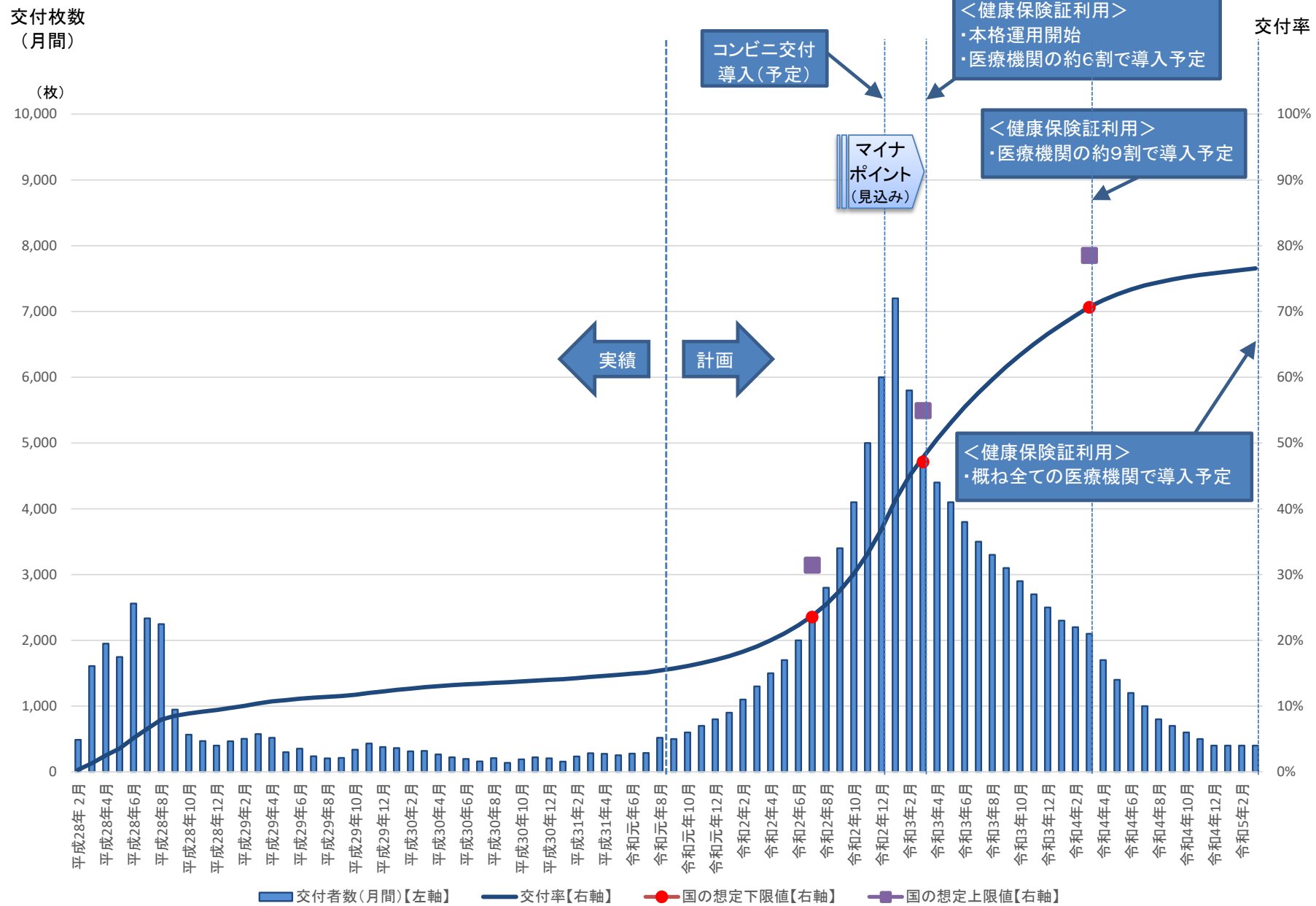
部長会議付議事案書（報告）

（令和2年2月17日）
 提案課名 戸籍住民課
 報告者名 原田 真智子

<p>事案名</p>	<p>マイナンバーカードの普及促進及び新規事業について</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>昨年6月、総務省から令和4年度中にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目標とする通知があり、本市におきましても、普及促進に努めているところです。つきましては、今年度の普及活動、国の動向も踏まえた今後の普及計画及び新規事業について報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>【交付率について】</p> <p>1 現状 （令和2年1月31日現在）</p> <p>(1) 国 15.12% (19,282,031枚)</p> <p>(2) 神奈川県 18.73% (1,721,781枚)</p> <p>(3) 秦野市 17.28% (27,941枚)</p> <p>2 目標</p> <p>昨年10月、本市における令和4年度までの交付率を想定した「マイナンバーカード交付円滑化計画」を策定し、次のとおり国に報告しました。</p> <p>(1) 令和元年度末 19.3% (31,273枚)</p> <p>(2) 令和2年度末 48.1% (77,773枚)</p> <p>(3) 令和3年度末 70.9% (114,673枚)</p> <p>(4) 令和4年度末 76.8% (124,173枚)</p> <p>3 職員等の取得促進</p> <p>(1) 実施結果</p> <p>ア 第1次</p> <p>(ア) 実施期間 令和元年5月22日、5月30日</p> <p>(イ) 申請者数 74人（職員のみ）</p> <p>イ 第2次</p> <p>(ア) 実施期間 令和元年8月29日～9月25日の期間中の7日間</p> <p>(イ) 申請者数 614人（職員及び被扶養者）</p> <p>ウ <u>合計</u> 688人</p> <p>(2) 職員及び被扶養者の取得者数（令和元年10月末現在）</p> <p>1,930人 中696人（36.1%）</p>	

	<p>【今後の普及計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 J A、商工会議所向け一括申請の説明及び実施 2 J A、金融機関等へポスター、チラシによる周知の協力依頼 3 企業一括申請方式開始（令和2年3月～実施予定） 4 公民館における出張申請受付（令和2年度中に実施予定） 5 自治会回覧、広報はだの、HPによる周知 <p>【新規事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マイナポイント事業（令和2年9月～実施予定） マイナンバーカード普及促進及び消費活性化策の一つであり、マイナンバーカードの保有者が申し込みを行うことによって、各種キャッシュレスサービスのチャージや決済に対し国がポイントを上乘せするサービスです。 2 コンビニ等での各種証明書の交付サービス（令和3年1月～実施予定） マイナンバーカードを利用して、住民票、印鑑証明、税証明（課税証明書）を全国のコンビニ等設置のマルチコピー機から取得できるようにします。 ※全国約55,000店舗 午前6時半～午後11時
経 過	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民への広報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広報はだの 7月15日号、11月15日号、3月1日号（予定） (2) 自治会回覧（全自治会） 令和元年7月 ※(1)、(2)の内容：写真撮影等の申請補助サービスを無料で実施 (3) チラシの配布 令和元年11月 市民の日、健康講座、家屋調査時に配布 同年 12月 国保年金課の納付済額確認書に同封 （約2万6千通） 2 企業への働きかけ 「法人市民との市政懇談会」で「企業一括申請方式」を案内し、令和元年11月及び12月に11企業を訪問して手続き方法を説明
今 後 の 進 め 方	<p>【態勢整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マイキーID設定支援（令和2年6月～実施予定） 東庁舎1階会議室を利用し、派遣職員で対応 2 マイナンバーカード交付申請数増に備えマイナンバー窓口の増設（令和2年8月～実施予定） ※職員の休憩室を廃止し、交付用の統合端末6台を設置 3 会計年度任用職員の増員

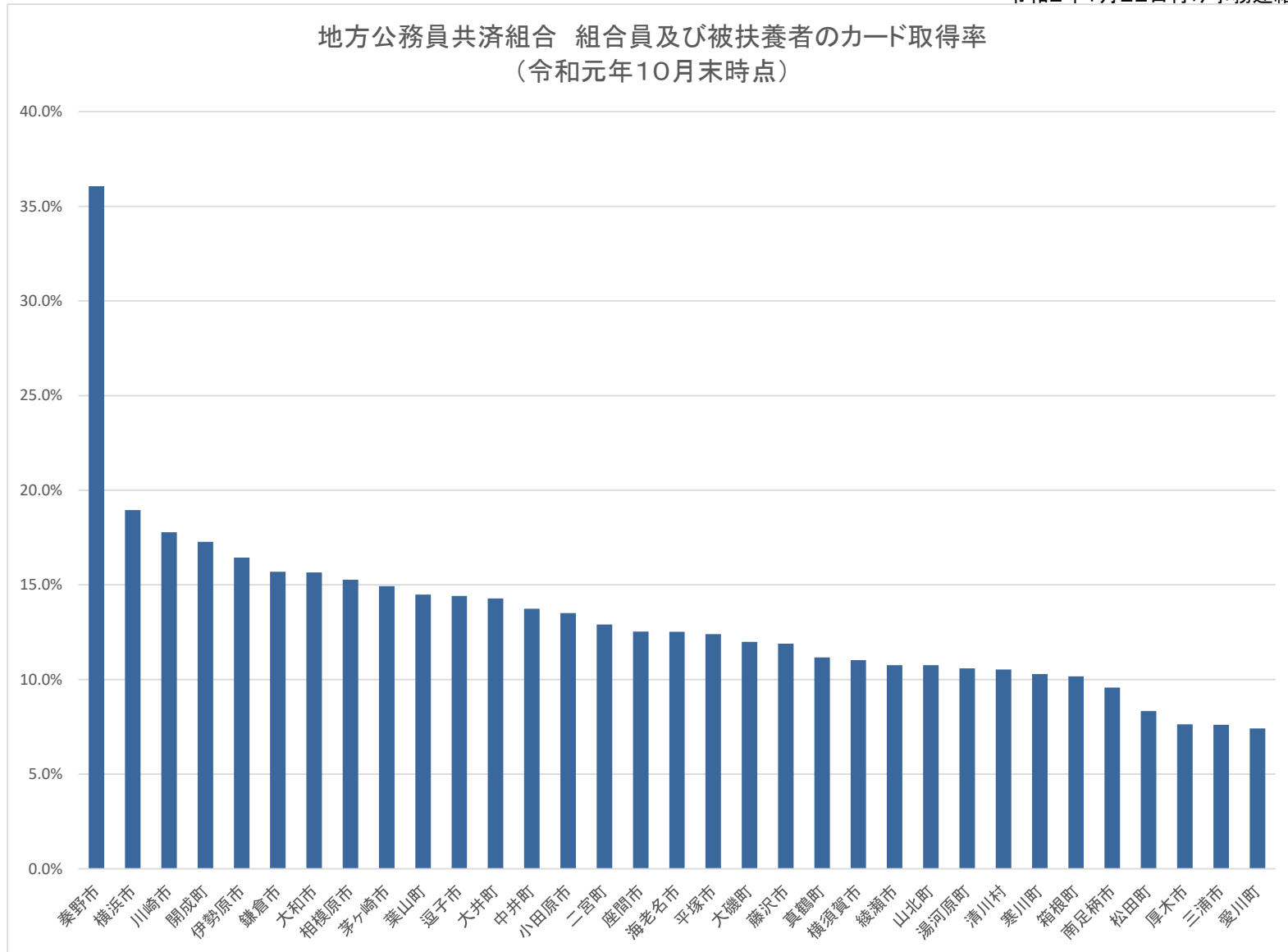
令和4年度末までのマイナンバーカード交付枚数の想定



令和元年8月までの交付者数は実績値

出典 総務省自治行政局公務員部福利課発出
令和2年1月22日付け事務連絡

市区町村 等名	マイナ バーカード 取得率
秦野市	36.1%
横浜市	19.0%
川崎市	17.8%
開成町	17.3%
伊勢原市	16.4%
鎌倉市	15.7%
大和市	15.7%
相模原市	15.3%
茅ヶ崎市	14.9%
葉山町	14.5%
逗子市	14.4%
大井町	14.3%
中井町	13.7%
小田原市	13.5%
二宮町	12.9%
座間市	12.5%
海老名市	12.5%
平塚市	12.4%
大磯町	12.0%
藤沢市	11.9%
真鶴町	11.2%
横須賀市	11.0%
綾瀬市	10.8%
山北町	10.8%
湯河原町	10.6%
清川村	10.5%
寒川町	10.3%
箱根町	10.2%
南足柄市	9.6%
松田町	8.3%
厚木市	7.6%
三浦市	7.6%
愛川町	7.4%



資料2

マイナポイント事業について

令和2年2月17日

戸籍住民課作成

1 マイナポイントについて

マイナンバーカードの保有者が必要な設定及び申込みを行うことで、指定したキャッシュレス決済のチャージ又は決済に対してポイントが付与されます。

- (1) 実施時期 令和2年9月から令和3年3月末
- (2) ポイント付与率 25% (ポイントの上限額: 5,000円)
- (3) 必要な設定及び申込みの内容

ア マイキーID設定

WEB上でマイナンバーカードと暗証番号を使用して設定

イ マイナポイント申込み

使用するキャッシュレス決済事業者をWEB上で設定

2 補助金について

- (1) 補助率 10/10
- (2) 補助対象経費
マイキーID設定支援・マイナポイント申込み支援に要する経費
事務委託費・消耗品費・端末リース料等
- (3) 基準額
本市の基準額 13,236,000円

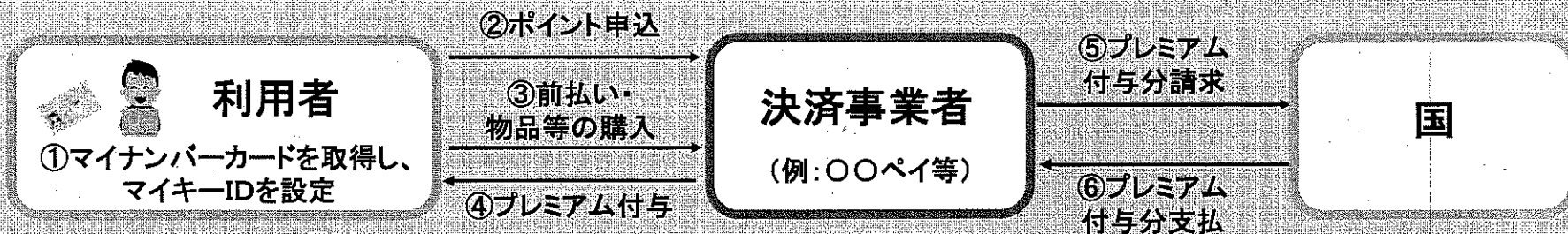
マイナポイントによる消費活性化策について

- 消費税率引上げに伴う需要平準化策として、東京オリンピック・パラリンピック後の消費を下支えする観点から実施する。あわせて、キャッシュレス決済基盤の構築を図る。

制度概要

- **マイナポイントの利用が可能となる者**：マイナンバーカードを取得し、かつ、マイキーIDを設定した者(4,000万人)(①)
- **マイナポイント利用方法**：
 - ・利用者がキャッシュレス決済サービスを1つ選択して、マイナポイントを申込み(②)
 - ・当該決済サービスにおいて、「前払い」または「物品等の購入」を行った場合(③)に、マイナポイント(プレミアム分)を、当該決済サービスのポイント等として取得(④)
 - ・当該決済サービスが利用可能な店舗等において、取得したポイント等を利用
- **国庫補助**：キャッシュレス決済事業者に対して、利用者に付与したポイント等に相当する額を国が補助(⑤,⑥)
- **マイナポイント利用上限**：5,000ポイント(2万円分の前払い等) ※1ポイント=1円相当
- **プレミアム率**：25% ※小口での前払い等も可能
- **事業実施期間**：令和2年9月～令和3年3月までの7カ月間(前払い又は物品等の購入が行われる期間)
- **令和2年度予算案**：2,478億円
- **令和元年度補正予算案**：21億円

マイナポイント事業の仕組み



マイナポイント利用の前に必要な手続き

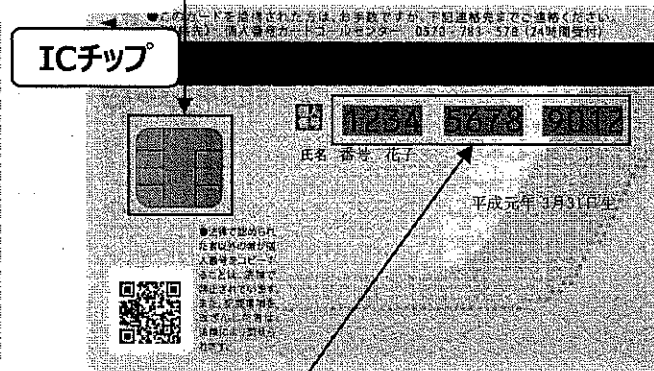
マイナンバーカードの取得・公的個人認証の設定

マイナンバーカードの交付時に、
数字4桁の暗証番号を設定することで、
利用者本人であることを証明する「利用者証明用電子証明書」を
利用可能に

表

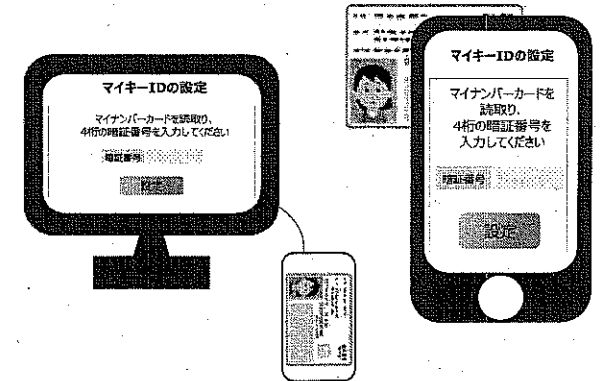


裏



マイキーIDの設定

公的個人認証の機能を活用し、
マイナンバーカードを読み取り、
数字4桁の暗証番号を入力



マイナンバー:123456789012
(12桁の数字)

利用目的が、
社会保障・税・災害対策に限定

マイキーID:1234ABCD
(8桁の英数字)

マイナンバーとは異なり、
広く行政サービスや民間サービスで
利用可能

マイナンバーとは別のID

マイナンバーカードを利用したコンビニ等における各種証明書 交付サービスの実施について

令和 2 年 2 月 1 7 日

戸籍住民課作成

1 コンビニ交付について

マイナンバーカードを利用して、住民票の写し等の証明書を全国のコンビニ等のマルチコピー機から取得できるサービスです。

(1) サービス実施によるメリット

ア マイナンバーカードの利活用の向上につながる。

イ 全国約 5 5, 0 0 0 店舗（平成 3 1 年 3 月末現在）のコンビニ等に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）において、休日でも証明書が取得でき、利便性の向上につながる。

ウ 6 : 3 0 から 2 3 : 0 0 まで利用可（年末年始を除く）

エ 窓口での受付や審査がないため、窓口での業務量の減少が見込める。

2 コンビニ交付サービスの実施状況（令和 2 年 2 月 3 日現在）

(1) 全国 1, 7 4 7 自治体中 7 0 6 市区町村が実施（4 0. 4 %）。

(2) 神奈川県内 1 9 市の状況（1 6 市で実施）

29年度までに実施済（11市）	横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、座間市、鎌倉市、平塚市、伊勢原市
30年度実施（3市）	綾瀬市、小田原市、海老名市
元年度実施（2市）	南足柄市(7/1～)、横須賀市(2/17～)
未実施（3市）	逗子市、三浦市、秦野市

3 秦野市におけるコンビニ交付の状況

(1) 開始時期

令和 3 年 1 月

(2) 取得できる証明書等の種類

ア 住民票の写し

イ 印鑑登録証明

ウ 税証明（最新年度の「市県民税課税証明書」）

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年2月17日）

提案課名 地域共生推進課

報告者名 安川 正幸

<p>事案名</p>	<p>秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">提案趣旨</p>	<p>子どもから高齢者、障害者や生活困窮者など、すべての人が共に助け合い、共に支え合うことで住み慣れた地域で豊かで安心な暮らしを実現する「地域共生社会」を推進するため、「秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針」を策定し、令和2年1月28日の政策会議において政策決定しました。</p> <p>つきましては、今後、各部局等で所管する計画等において社会潮流や福祉関連の施策の見直しをする際には、必要に応じ、地域共生社会に係る基本的な理念や取り組み事業を反映するようお願いするものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">概要</p>	<p>（基本方針の主な内容）</p> <p>1 包括的な支援体制の構築</p> <p>（1）より身近な相談体制の充実</p> <p>（2）地域の相談支援機関への支援の充実</p> <p>（3）包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化</p> <p>2 みんなで支え合う地域づくり</p> <p>（1）地域共生社会の理念の周知</p> <p>（2）社会参加・交流の促進</p> <p>（3）地域における見守りの推進</p> <p>（4）社会福祉法人等による公益的活動の促進</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過</p>	<p>令和元年 6月 1日～11月29日 秦野市相談支援包括推進会議の開催(3回)</p> <p>6月 7日～ 8月 7日 地域共生社会の実現に向けたアンケート・ヒアリング調査の実施</p> <p>10月16日～12月 9日 社協主催 秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会の開催(2回)</p> <p>令和2年 1月28日 政策会議において「秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針」を政策決定</p>	

今後の進め方	部長会議終了後	庁内・市議会議員に情報提供
	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 〔 包括的な相談支援体制等に係る具体的な準備 〔 次期地域福祉計画の策定
	令和3年度	

秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針

1 目的

子どもから高齢者、障害者、生活困窮者など、すべての人が社会の一員として互いに尊重され、社会から孤立せず、共に助け合い、共に支え合うことで住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができる「地域共生社会」を目指す。

2 現状と課題

(1) 現状・背景

- ア 少子高齢化・人口減少の進展
- イ 複合的な地域生活課題の増加、住民同士の関わりの希薄化、社会的孤立、地域の福祉力の低下
- ウ 社会福祉法の改正（平成29年）
 - 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定
 - 包括的な支援体制づくりの努力義務規定
 - 地域福祉計画が福祉分野の上位計画へ位置づけ

(2) 課題と対応

- ア ボランティア等の人材、後継者の不在
 - 地域福祉推進のための人づくり（意識醸成等）
- イ 住民関係の希薄化による地域の福祉力の低下
 - みんなで支え合う地域づくり
- ウ 複合的な地域生活課題を抱える世帯の増加
 - 困っている人を包括的に支援する体制づくり（連携強化等）

3 基本理念

地域で共に支え合い、すべての市民が豊かに安心して暮らせるはだの

4 基本体系

基本目標	方 針
(1) 包括的な支援体制の構築	① より身近な相談体制の充実 ② 地域の相談支援機関への支援の充実 ③ 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化

(2) みんなで 支え合う地 域づくり	① 地域共生社会の理念の周知 ② 社会参加・交流の促進 ③ 地域における見守りの推進 ④ 社会福祉法人等による公益的活動の促進
---------------------------	--

5 関連施策

《基本目標(1)》 包括的な支援体制の構築 → 別紙1イメージ「2包括的な支援体制整備」に該当
 <基本方針①> より身近な相談体制の充実

【主な取り組み事業】

- ア 民生委員・児童委員等の担い手の確保、相談支援
- イ より身近な地域の相談先の周知
- ウ 相談支援機関による相談の実施
- エ 地域高齢者支援センターを地域包括支援センターへ条例改正
 <別紙1イメージの④に該当>

<基本方針②> 地域の相談支援機関への支援の充実

【主な取り組み事業】

- ア 基幹型センターの設置（地域コーディネーターの配置） <別紙1イメージ②に該当>
- イ 多職種・多機関連携の推進

<基本方針③> 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化

【主な取り組み事業】

- ア 「秦野市相談支援包括推進会議」の設置
- イ 「秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会」の設置
- ウ 「地域共生支援センター」の設置 <別紙1イメージ①に該当>
- エ 各分野のネットワークの主体を構成員とする「地域共生ネットワーク会議」の設置 <別紙1イメージ③に該当>

《基本目標(2)》 みんなで支え合う地域づくり → 別紙1イメージ「1地域力の強化」に該当
 <基本方針①> 地域共生社会の理念の周知

【主な取り組み事業】

- 自治会や学校、ボランティアなどへの「地域共生社会」の理念の周知

<基本方針②> 社会参加・交流の促進

【主な取り組み事業】

- ア 高齢者、障害者、子ども、地域住民等がその垣根を越えて活動し、相互交流できる環境整備・支援

イ 全世代を対象とする地域住民との触れ合いや交流の場であるサロン活動の普及促進

<基本方針③> 地域における見守りの推進 <別紙1イメージ⑤に該当>

【主な取り組み事業】

- ア 地域住民の支え合いの促進（地区ごとに地区協議会の設置）
- イ 多様な主体による見守り活動の促進

<基本方針④> 社会福祉法人等による公益的活動の促進

【主な取り組み事業】

社会福祉法人が地域における福祉ニーズを反映した公益的な取り組みに向けての協力・連携・支援

6 地域共生社会の実現に向けた体制のイメージ

別紙のとおり

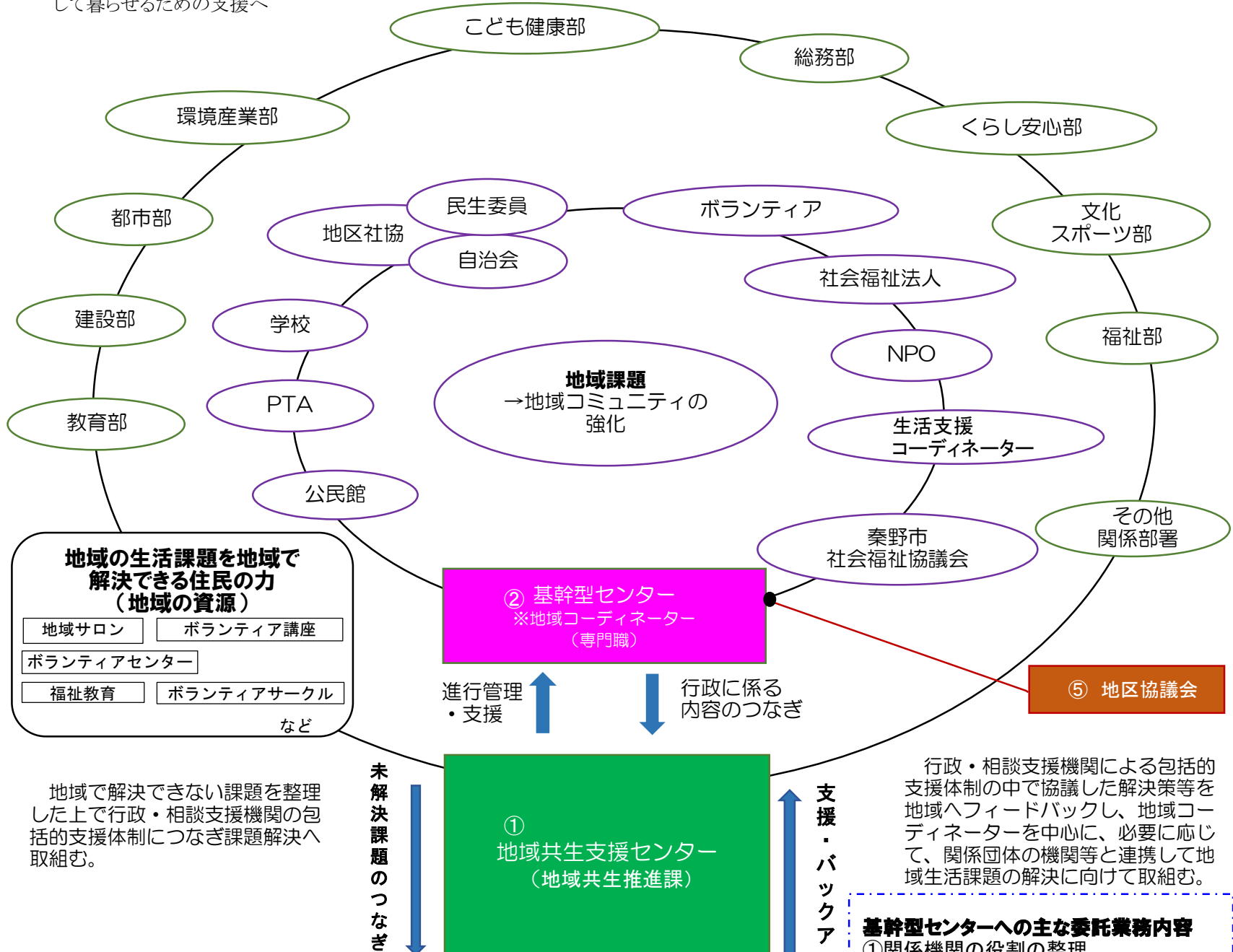
7 今後のスケジュール

- | | |
|-------|---|
| 令和元年度 | 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制等の検討 |
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none">・ 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制等に係る具体的な準備（基幹型センターの設置準備・地区協議会の設置準備等）・ 次期地域福祉計画の策定 |
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none">・ 次期地域福祉計画のスタート・ 包括的な相談支援体制等の推進（基幹型センターの開設等） |

～地域で共に支え合い、すべての市民が豊かに安心して暮らせるはだの～ 地域共生社会の実現に向けた体制のイメージ

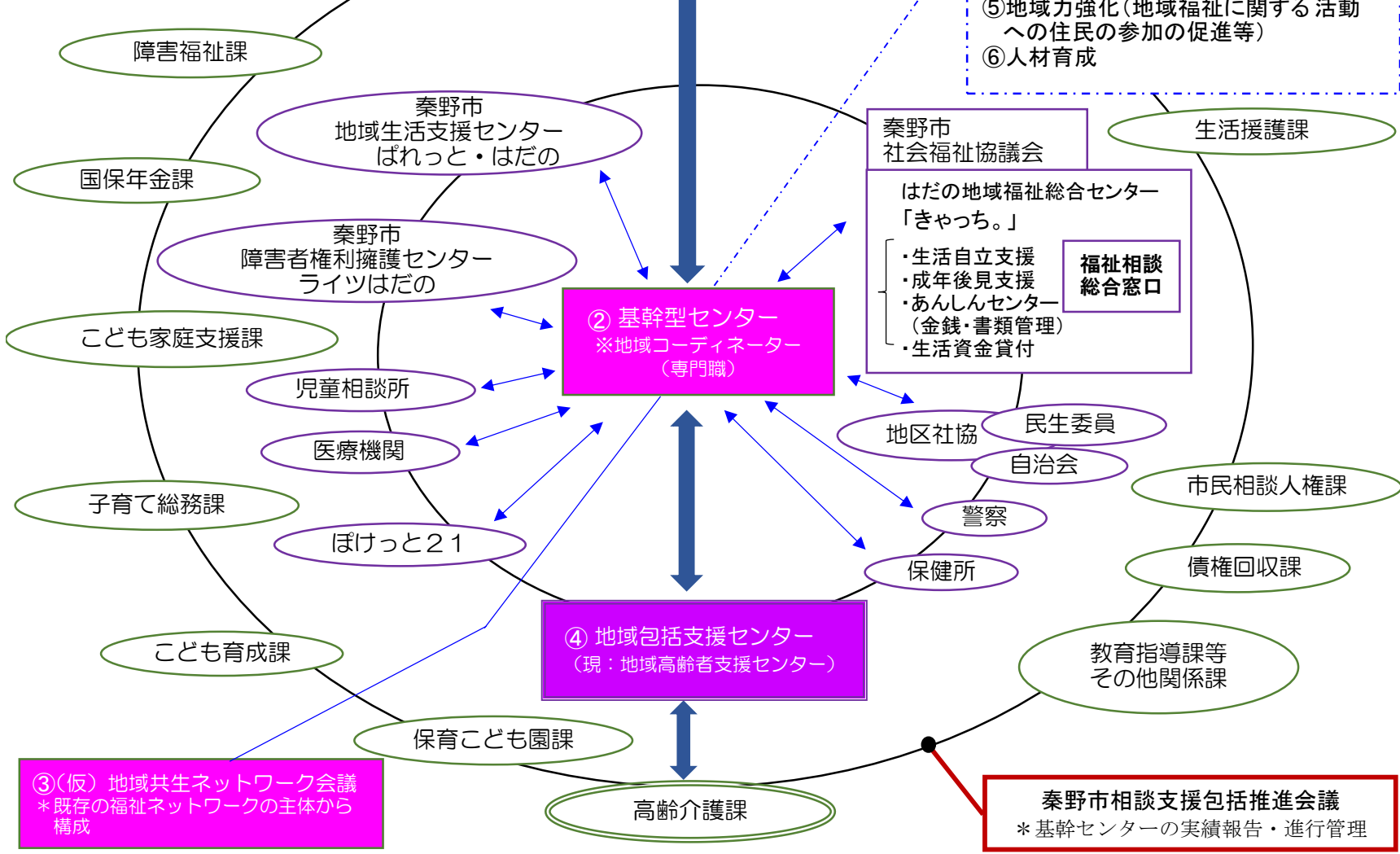
1 地域力の強化(地域支援)

- (1) 住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決へ
- (2) 地域生活課題を丸ごと受け止めて、地域で安心して暮らせるための支援へ



2 包括的な支援体制整備(個別支援)

- (1) 制度の狭間、複合的な地域生活課題に関する相談支援連携体制
- (2) 相談支援機関に対する支援



令和 2 年 2 月 1 7 日 地域共生推進課

新たな機能として整備するもの

No.	新たな機能	主な内容
①	地域共生支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域共生推進課に設置。 ② 基幹型センターの統括・進行管理・支援 ③ 庁内の横断的連携の旗振り役
②	基幹型センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ① 「地区協議会」の開催。 ② 地域生活課題の課題解決に向けた支援調整 (2) 包括的な支援体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 各相談支援機関に対する支援 ② 複合的な地域生活課題の支援調整
③	地域共生ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者、こども、生活困窮等の分野のネットワークの主体で構成する会議 ② 他分野との横断的・包括的なネットワークの連携・強化
④	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者に関連した身近な総合相談窓口 ② 「地域高齢者支援センター」→「地域包括支援センター」へ条例改正・名称変更
⑤	地区協議会	<ul style="list-style-type: none"> ① 地区ごとに設置、地域の関係者等で構成 ② 地域生活課題の把握・検討・課題解決

1 地域共生社会の実現に向けた体制で取り扱う「地域生活課題」の定義

*対象：福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯

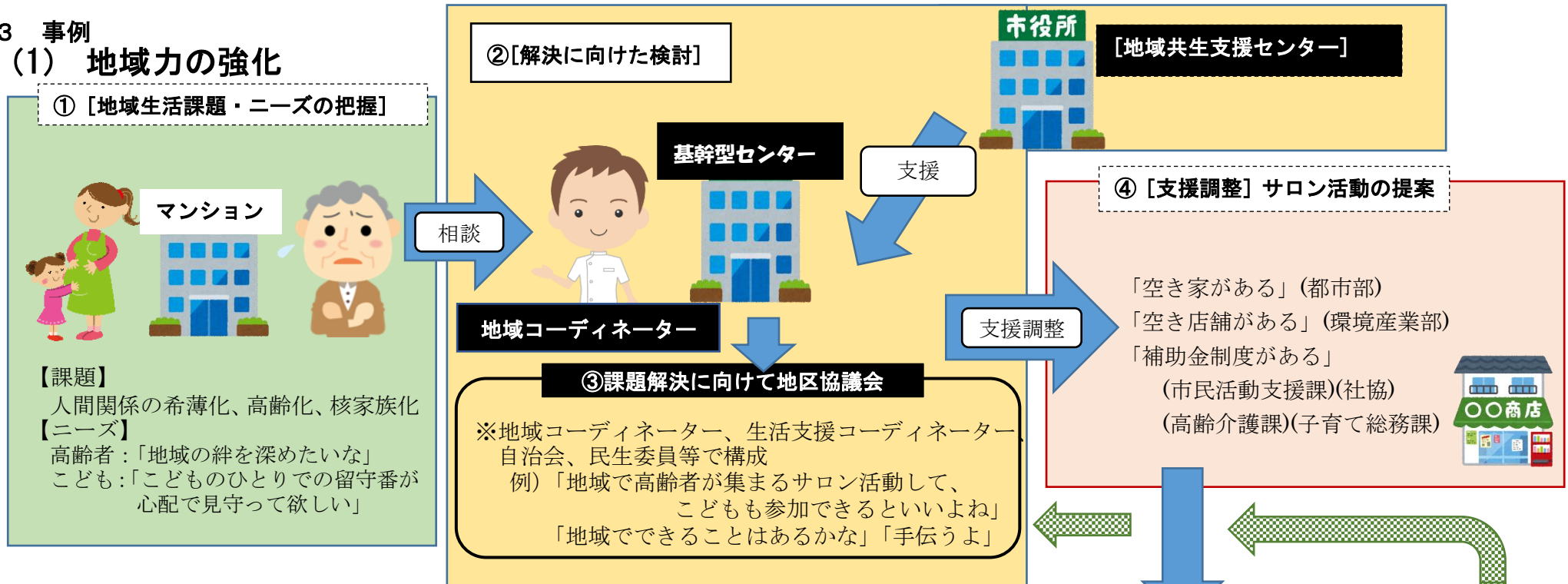
- (1) 福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題
- (2) 地域社会からの孤立
- (3) 日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題

2 循環型支援（地域 ⇄ 包括的な支援体制）

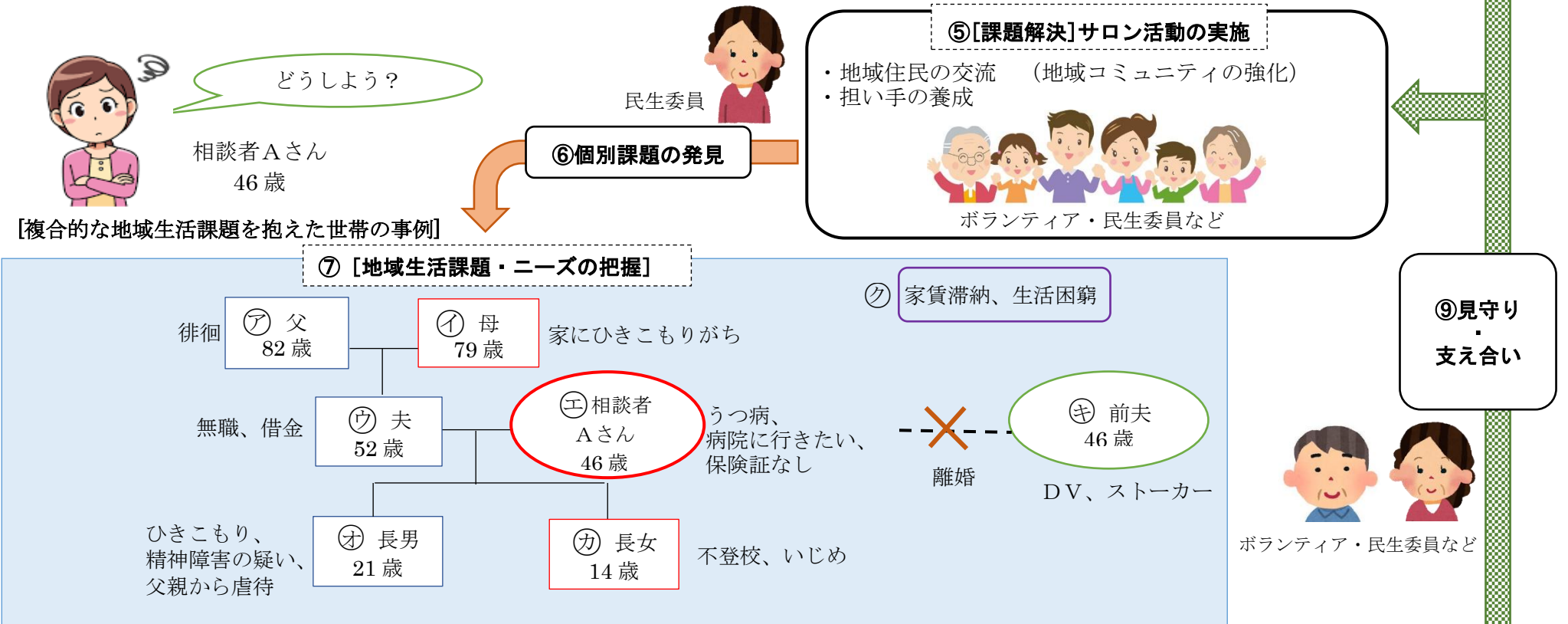
- (1) 地域の中で把握された複合的な地域生活課題は、**地域コーディネーター**が包括的な支援体制につなぎ、支援の総合調整を行い、各相談支援機関が連携して支援する。
- (2) その対応結果を、地域に戻し、見守りなどの地域での支援を行うことで、支援を受ける方（世帯）も住み慣れた地域で安心して暮らすことができることから地域力の強化につながる。
- (3) また、このような事例を「**秦野市相談支援包括推進会議**」や「**地域共生ネットワーク会議**」で共有することで、市・相談支援機関の職員の質の向上や、他分野との横断的連携が図ることができ、地域共生社会の円滑な推進につながる。

3 事例

(1) 地域力の強化



(2) 包括的な支援体制整備



⑧ [支援調整の例及び対応結果]



地域コーディネーターの活躍

分野	支援内容	連携先	対応結果	地域での支援
㉠ 高齢者	介護認定の相談	高齢介護課	施設入所	—
㉡ 高齢者	介護予防、在宅支援	地域高齢者支援センター	介護予防サービス利用	見守り
㉢ 就労	就労相談、債務相談	ハローワーク、市民相談人権課 (債務相談)	就職、債務整理	見守り
㉣ 保険、心の悩み	滞納・保険証の相談、病院の紹介	債権回収課、国保年金課、健康づくり課	分割納付、保険証交付	見守り
㉤ 子ども、ひきこもり	ひきこもり	子ども家庭支援課、	障害手帳の交付	見守り
㉥ 障害虐待	障害手帳の申請、障害者の自立・就労・虐待の相談	障害福祉課、保健福祉事務所、医療機関 ぱれっと・はだの、ライツはだの、児相	自立支援	
㉦ 子ども	不登校、いじめ	教育指導課、子ども家庭支援課	経過見守り	見守り
㉧ DV、ストーカー	女性相談 住民票等の閲覧制限 ストーカー相談	市民相談人権課 戸籍住民課 警察・弁護士	警察へ経過見守り	見守り
㉨ 生活困窮	市・県営住宅の申込み 生活困窮	交通住宅課 きゃっち (社協)、生活援護課	市営住宅への入所、 一時貸付、生活保護の申請	—

(令和2年1月22日 調整部会)

令和2年2月(臨時部長会議) 開発指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
1	(事業名)	南矢名字北向 4 5 9 番 1 ほか	(事業主名)	第一種低層 住居専用地域 第一種住居地域	1485.23	専用住宅8戸
2	(事業名)	蓑毛字上川原 6 9 4 番 1 ほか	(事業主名)	市街化調整区域	1974.58	太陽光発電施設の建設 (パネル224枚)
3	(事業名)	堀川字中道 6 0 4 番 1 ほか	(事業主名)	第一種住居地域 第一種中高層 住居専用地域	1344.78	専用住宅8戸
4	(事業名)	堀川字松並 2 1 2 番 1	(事業主名)	第一種中高層 住居専用地域	1374.86	専用住宅8戸
5	(事業名)	尾尻字掘込 5 7 2 番ほか	(事業主名)	第二種住居地域	2247.47	店舗1棟及び 駐輪場1棟

(注) 区域面積1,000m²以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び集合住宅等で10戸以上の環境創出行為を掲載。

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年2月17日）

提案課名 防災課 建設管理課

報告者名 大塚 真 内藤 道夫

事案名	逗子市道路脇斜面崩落事故に伴う本市の対応について	有 資料 無
提案趣旨	<p>本年2月5日に逗子市内において市道脇にある斜面が崩落し、付近を歩いていた高校生が巻き込まれ死亡する痛ましい事故が発生しました。</p> <p>本市において同様の事案を発生させないため、市内における道路や公共施設に隣接する斜面に対し、緊急点検の準備を進めているところですが、現在の取組状況について報告するものです。</p>	
概要	<p>1 目的 緊急点検は、直ちに措置しなければ、甚大な被害が発生すると想定されるような斜面崩落の予兆を見つけ、土地所有者への連絡、対策の要請等、早急に適切な措置を講ずることを目的とします。</p> <p>2 対象箇所 公共施設及び市道とし、市道及び公園は土砂災害警戒区域内の上側の斜面地を点検します。</p> <p>3 点検方法 職員による目視点検とし、市道は1班3名体制で、各施設は1班2名体制で実施し、道路、施設敷地上から目視できる範囲を基本とし、身の安全を確保した上で点検します。</p> <p>4 着目点 亀裂、小規模な崩落、落石、大量の湧水、地表面のずれ等の斜面崩落の予兆を確認するものとします。</p>	
経過	<p>令和2年2月5日（水） 逗子市で事故発生</p> <p>〃 7日（金） 道路脇斜面崩落事故を受けた対策会議を実施</p> <p>〃 17日（月） 庁内向けに点検実施方法説明会を実施</p>	

今後の進め方	令和2年 2月18日(火) 市道及び各施設の緊急点検実施 ～2月28日(金)
	〃 3月 1日(日) 広報はだの掲載(災害への備えの中で土砂災害警戒区域の周知)
	<p>※ 点検により、直ちに措置しなければ、甚大な被害が発生すると想定される場合は、通行規制や立入禁止等の応急対策を行います。</p> <p>※ 緊急点検結果をチェックリスト等で集計(位置図と写真の添付)し、特に危険な箇所が民地の場合は点検結果を速やかに土地所有者に連絡し、対策をとるよう要請することを基本とします。</p>

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年2月17日 暮らし安心部

1 危機管理連絡会議の開催

- (1) 第1回会議 1/23
 - ア 情報共有
新型コロナウイルスの現状（県内での患者発生）
 - イ 今後の対応
HP及び緊急情報メールで市民へ注意喚起を発信
国や県の動向により対策本部設置を検討
- (2) 第2回会議 1/31
 - ア 国・県の対応に関する情報共有
 - 国 感染症法に基づく指定感染症に指定 1/28
厚生労働省電話相談窓口設置 1/28
対策本部設置 1/30
 - 県 専用ダイヤル設置 1/25
 - イ 今後の対応
感染症への注意喚起ポスター掲示（健康づくり課がデータ送信）
HP及び緊急情報メールの随時更新
掲示板による職員への注意喚起

2 市民への注意喚起

- 1/23 咳エチケット及び手洗いうがいの励行（HP、緊急情報メール）
厚生労働省、県ホームページで詳細な情報の確認
武漢から入国し、咳や発熱等の症状がある場合、マスクを着用し、滞在歴があることを申告して医療機関を受診すること
- 1/31 県及び厚生労働省の相談窓口（HP、緊急情報メール）
- 2/10 相談窓口の電話番号、受付時間の変更（HP、緊急情報メール）
 - ・ 県 受付時間を9:00～21:00に変更
 - ・ 国 フリーダイヤルとした
 - ・ 平塚保健福祉事務所秦野センターに帰国者・接触者相談センターを設置
- 2/15 感染症注意喚起（広報はだの）

3 職員及び施設への対応

- 1/24 咳エチケットや手洗い等の感染症対策の実施を徹底（掲示板）
- 1/31 相談窓口の周知
- 2/ 5 「感染症予防及び相談窓口」に関するポスターの掲示依頼
- 2/ 7 「手洗いの仕方」に関するポスターのトイレ等への掲示依頼

4 今後の対応

- (1) 多くの人が集まるイベントや行事等を屋内で実施する場合、会場の入り口に手指消毒液を設置する
- (2) 窓口業務に携わる職員については、適宜休憩等を取り、その際十分なうがい、手洗いを行う